

# 錦江町教育振興基本計画



令和2年3月  
錦江町教育委員会

# < 目 次 >

はじめに	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本的な考え方	2
第2章 本町教育を取り巻く環境	3
1 社会状況	3
(1) 人口減少や少子高齢化の進行	3
(2) 高度情報化の進展	3
(3) グローバル化の進展	4
(4) 地球規模での環境問題	4
(5) 価値観やライフスタイルの多様性	5
2 本町の児童生徒を取り巻く現状と課題	6
(1) 児童生徒の減少・学校規模	6
(2) 学力	6
(3) いじめ、不登校	8
(4) 規範意識	8
(5) 基本的生活習慣	9
(6) 特別支援教育	11
(7) キャリア教育	11
(8) 体力・運動能力	12
(9) 安全・安心な教育環境の整備	12
(10) 家庭・地域の教育力	13
(11) 子どもたちの文化活動	13
第3章 基本目標	15
第4章 今後5年間で取り組む施策	18
1 本町教育施策策定に当たっての視点	18
(1) 不易たるものの尊重	18
(2) 変化する社会への的確かつ柔軟な対応	18
(3) 学校・家庭・地域社会・企業・大学等との相互連携・協働	18
(4) 郷土の文化や伝統を愛する心の醸成	19
(5) 持続可能な社会の担い手を育てるためのSDGs教育の推進	19
2 本町教育施策の方向性	19
(1) お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	19
(2) 未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	20
(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	20
(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	20
(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	20
基本目標と施策の関連図	22

3	具体的施策	23
(1)	お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	24
ア	道徳教育の充実	24
イ	人権教育の充実	24
ウ	生徒指導の充実	25
エ	子どもの読書活動の推進	26
オ	食育の推進	27
カ	体力・運動能力の向上	28
キ	健康教育の充実	29
(2)	未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	31
ア	確かな学力の定着	31
イ	小規模・複式学級における指導法の充実	32
ウ	特別支援教育の推進	33
エ	キャリア教育の推進	34
オ	幼（保）・小・中の連携	34
カ	郷土教育の推進	35
キ	教育の情報化の推進	36
ク	社会の変化に対応した教育の推進	37
(ア)	福祉教育・ボランティア教育	37
(イ)	国際理解教育	38
(3)	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	39
ア	開かれた学校づくり	39
イ	教職員の服務規律確保と資質の向上	39
ウ	安全・安心な学校づくり	41
(4)	地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	42
ア	地域ぐるみでの子どもの育成	42
イ	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	43
ウ	青少年教育の充実	44
エ	家庭教育力の向上	45
(5)	生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	47
ア	生涯学習環境の拡充	47
イ	生涯スポーツの振興	48
ウ	地域文化活動の充実と文化財（有形・無形）の保存伝承	49
第5章	計画の実現に向けて	51
1	関係部局・関係機関、地域との連携	51
2	各学校への適切な支援	51
3	県及び他市町との連携	51
4	計画の進捗状況の確認と見直し	51

## はじめに

我が国は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、技術革新の急速な進展などにより、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。人口減少、少子高齢化の著しい進行は、コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念されます。また、IoT、AI など第四次産業革命のイノベーションが予測困難なスピードで進展しております。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本県においても、確かな学力の定着、生徒指導や特別支援教育の充実、教職員の資質能力の向上、学校における働き方改革、IoT、AI などの技術革新に対応した教育、家計における教育費負担の軽減など取り組むべき課題があります。

このような状況を踏まえ、錦江町教育委員会では、本町の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成 21 年 11 月に「錦江町教育振興基本計画」を、また、平成 27 年 5 月には次期「錦江町教育振興基本計画」を策定し、その計画に基づき、総合的かつ計画的に取組を進めてきたところです。

この間、国は、第 3 期「教育振興基本計画」を平成 30 年 6 月に策定し、また、県においても第 3 期「鹿児島県教育振興基本計画」を平成 31 年 2 月に策定しています。

本町においても、これまでの振興計画の最終年度迎え、社会情勢の変化に対応するとともに、国や県の次期計画の内容を参酌し、これまでの計画の各施策の実施状況を踏まえながら、ここに令和 2 年度からの次期「錦江町教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、基本目標を「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」に改め、「知・徳・体の調和がとれ、忍耐強さと主体的に考え行動する力を備え、社会の変化に的確に対応できるとともに、生涯にわたって自己実現を目指す人間」、「郷土に誇りと愛情を持ち、社会の一員として、これからの社会や錦江町の発展に貢献できる人間」の育成を目指すことを示すとともに、その実現に向け今後 5 年間に取り組む施策を体系化いたしました。

今後、町教育委員会においては、この計画に基づき、学校、家庭、地域、企業等と連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

令和 2 年 3 月

錦江町教育委員会

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

錦江町教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成21年2月に策定された「鹿児島県教育振興基本計画」を参酌し、平成21年11月に「錦江町教育振興基本計画」を策定し、これまで総合的かつ計画的に政策に取り組んできました。

### 【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

#### （教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方の下、国の第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

また、県においても、平成30年3月に「かごしま未来創造ビジョン」を策定し、教育も含めた、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島を目指す姿や施策展開の基本方向などを示したところです。そして、第3期県教育振興基本計画を策定しました。町教育委員会においては、このような国や県の動向、現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また、町のこれまでの成果と課題を踏まえ、引き続き本町の実情に応じた教育政策を推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「錦江町教育振興基本計画」を策定します。

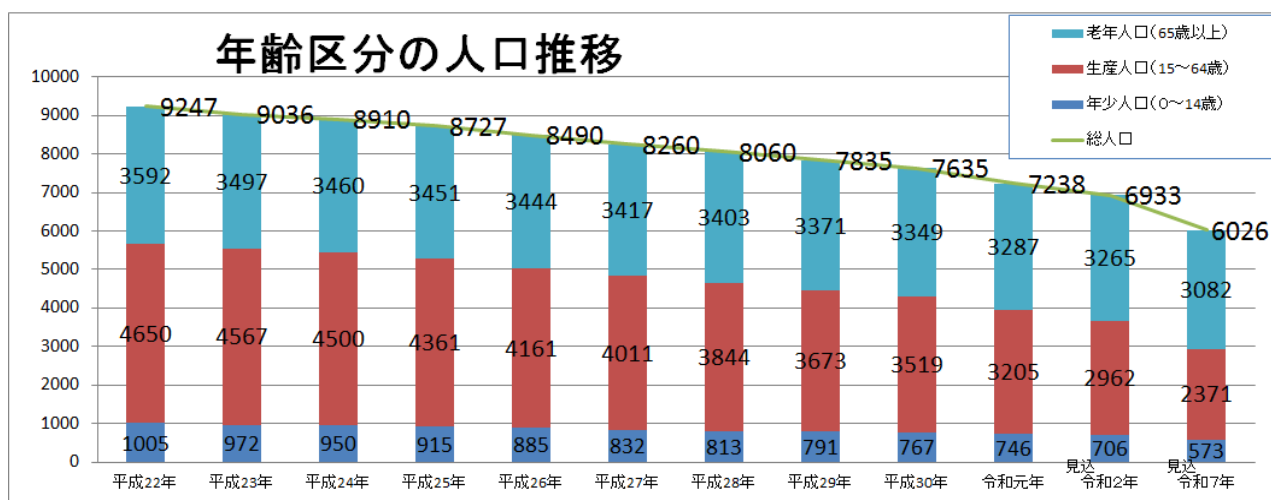
## 2 計画の基本的な考え方

本計画は、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、今後5年間に取り組むべき施策を体系化したものです。本計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育を中心とするものであり、主として町教育委員会所管事項に関する内容です。

## 第2章 本町教育を取り巻く環境

### 1 社会状況

#### (1) 人口減少や少子高齢化の進行



※ 各年10月1日現在(資料:住民基本台帳)

全国的に、人口減少や少子高齢化、核家族化が進行し、労働人口の減少に伴う経済活力や地域の活力の減退が懸念されています。

本町においても、近年の社会経済状況の変化による人口の流出や過疎化、少子化などにより、児童生徒の減少は著しく、10人に満たない小規模学級や、小学校6校中4校で複式学級が生じるなど、学校の小規模化が急激に進行しております。今後はしばらく現状のままで進行する予定ではありますが、社会状況によっては更に減少することも予想されます。急激な少子化は、人と人との触れ合いによる学びや社会性を培う体験が不足する要因ともなることから、今後は、学校や地域において、交流や体験の機会をより一層増やしていくことが重要となってきます。

また、超高齢化社会の到来に備え、高齢者の学習・文化・スポーツ活動の機会を充実するとともに、長年培ってきた高齢者の豊かな知識や経験を地域社会の様々な場で生かすことが求められています。

#### (2) 高度情報化の進展

2030年頃には、第4次産業革命とも言われる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想されています。技術革新の進展により、今後10年~20年後には日本の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれること

が考えられます。

このような技術革新に対応できる人材育成を図るとともに、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することのできる人材や現場レベルの改善・革新を牽引、高付加価値のモノやサービスを生み出すことができる人材等を育成することが求められています。

また、スマートフォンは社会生活に浸透してきており、誰でも手軽で迅速に双方向で情報を受発信することができる「ソーシャルメディア」が社会生活の基盤となりつつある一方で、子どもたちが SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。そこで、あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

### **(3) グローバル化の進展**

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

さらに、21 世紀は、新しい知識や情報・技術が政治、経済、文化をはじめあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われています。そのような社会においては、教育の重要性は、ますます高まっていくものと考えられます。

国際化の進展により、産業、文化、社会貢献などあらゆる分野で世界的な視野で交流し、活動することが求められる時代となっています。今後の教育においても、国際社会で活躍する人材の育成が課題であると言えます。

### **(4) 地球規模での環境問題**

世界規模での人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

また、循環型社会の形成に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の確保など、環境への負荷をできる限り低減する取組が求められています。

さらに、生物多様性は、食料生産だけではなく自然災害の被害軽減、レクリエーションの場の提供といった様々なサービスや、食や文化に根ざした魅力ある地域づくりの基盤であり、そのような豊かな自然の恵みを将来にわたって享受することのできる自然共生型社会の実現が望まれます。

## (5) 価値観やライフスタイルの多様性

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、戦後の急速な高度経済成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、地縁や血縁といった伝統的なつながりが希薄化してきています。

さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求める中で、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識は低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいなかったといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

一方、本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っているとともに、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組む NPO 法人数は、人口当たり全国 4 位と高い水準にあります。

持続可能な地域社会を形成するためには、こうした本県の特徴を生かし、子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

2015 年 9 月の国連総会において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」が採択されました。このアジェンダは私たち人間と、人間が暮らす母なる地球のための行動計画です。このアジェンダの中で出された具体的な目標が SDGs（持続可能な開発目標）であり、先進国を含む国際社会全体の 2030 年に向けた環境・社会・経済についての目標です。SDGs は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2030 年を年限とする 17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。

教育においては 2002 年に SD の理解の促進を意図する教育である ESD（持続可能な社会の担い手を育てる教育）を提唱していきました。SDGs においても、目標 4. 7 に明記され、再認識されるとともに今後一層推進していくことになります。



## 2 本町の児童生徒を取り巻く現状と課題

### (1) 児童生徒数の減少・学校規模

#### ア 学校規模

本町は、小学校6校、中学校2校の計8校で児童生徒の教育にあたっています。平成21年度から小学校6校のうち4校が複式学級設置校となり、うち3校は完全複式の学校です。また、中学校は、平成17年度に田代中、平成20年度に錦江中がそれぞれ、旧田代地区、旧大根占地区の中学校が統合され新設校として、大根占地区と田代地区に各1校ずつ設置されました。

#### イ 児童生徒数の今後の推移（予測）

学校名		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大根占小	学級	8	8	8	8	7	6
	児童数	179	158	155	148	142	123
神川小	学級	6	6	5	4	5	4
	児童数	44	48	50	48	41	40
宿利原小	学級	3	3	3	3	3	3
	児童数	10	10	9	9	8	9
池田小	学級	3	3	3	3	3	3
	児童数	24	11	9	9	10	11
田代小	学級	6	6	7	7	7	7
	児童数	75	74	78	72	69	65
大原小	学級	4	4	4	4	3	3
	児童数	14	15	14	13	13	11
錦江中	学級	4	5	5	6	6	7
	生徒数	107	117	114	130	126	136
田代中	学級	3	3	3	3	4	4
	生徒数	38	38	40	40	44	47
	児童数	346	316	315	299	283	259
計	生徒数	145	155	154	170	170	183
	総計	491	471	469	469	453	442

本町児童数は、年々減少の傾向にあり、令和7年度以降も増加に転じることが予想しにくい状況です。このことは、鹿児島県全体でも同様の推計がなされています。

先に述べたように、本町小学校の多くは複式学級を設置した小規模校です。小規模校のよさとして、一人一人の状況が把握しやすく、きめ細やかな指導ができるなどの少人数を生かした指導ができるなどの利点が挙げられますが、一方、社会性の涵養、多様な考えに触れる機会が少ない、クラス替えができない、切磋琢磨する教育活動ができない、固定された人間関係から生じる弊害も一般的には指摘されています。

### (2) 学力

本町の小中学生の学力は、毎年度、国が実施している「全国学力・学習状況調査」の結果において、平成31年度は以下のような状況が見られました。

① 小学校は国語・算数ともに全国平均並みである。

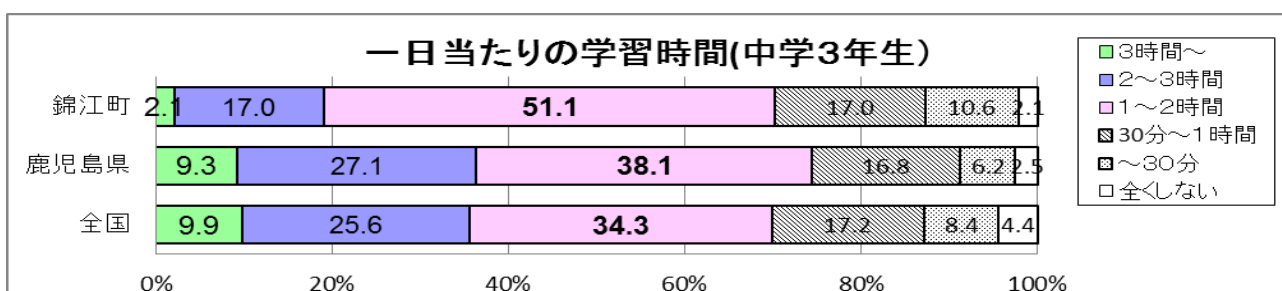
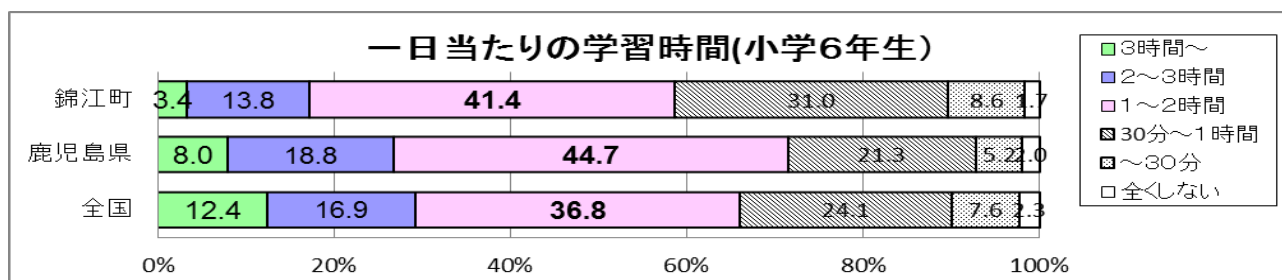
今後の取組として、国語は読書活動を推進し、問題文や記述を正しく読み取り、自分の考えを書く場を設定し多様な言語感覚や言葉の力を豊かにしたい。算数は身に付けた知識・技能を活かす活動を設定し、思考を深める場や手立ての工夫をしたり活用問題に取組ませたりしたい。

② 中学校は、数学は全国平均よりも高く、国語は全国平均並みである、一方、英語は全国平均よりも低い状況であった。

今後の取組として、国語は読書活動を推進し、目的に応じて適切な情報を取り上げる工夫した書き方の指導を心がけたい。数学は対話的な活動を充実させ、言葉や数、式、表、グラフ等の相互の関連を考えさせる指導を心がけたい。英語も対話的学習を多く取り入れたり、日常生活とのつながりを考えさせたりして実用的な英語力を身に付けさせるように指導したい。

全体的には小中学校とも、思考力、判断力、表現力等に課題がある状況です。

今後とも、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けさせることが必要です。



学習状況調査において、基礎学力の定着を図るためには家庭での学習が不可欠なことから、小学校 60 分、中学校 90 分を目安として一定の学習時間を確保する「家庭学習 60・90 運動」を展開しています。平成 31 年度の全国学力・学習状況調査の結果では、月曜日から金曜日の一日当たりの学校の授業以外での学習時間について、1 時間以上と回答した割合が小学生で 58.6% (全国 66.1%)、中学生で 70.2% (全国 69.8%) となっており、中学校は全国平均並みであるが、小学校が大きく下回る状況です。

### (3) いじめ、不登校

平成30年度の調査によると、本町では重大ないじめの発生はみられません。

しかし、いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題ととらえ、今後とも全ての学校が、家庭や地域との積極的な連携を強め、一件でも多く発見し、それらを解消するという基本認識のもと、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

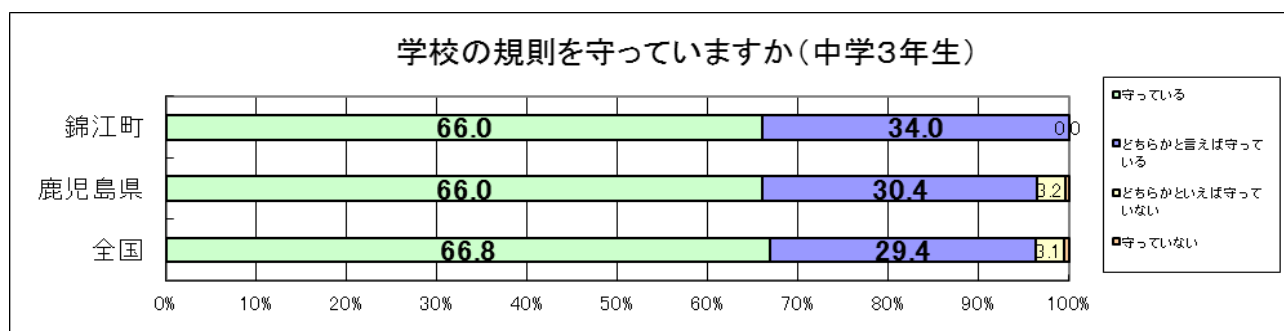
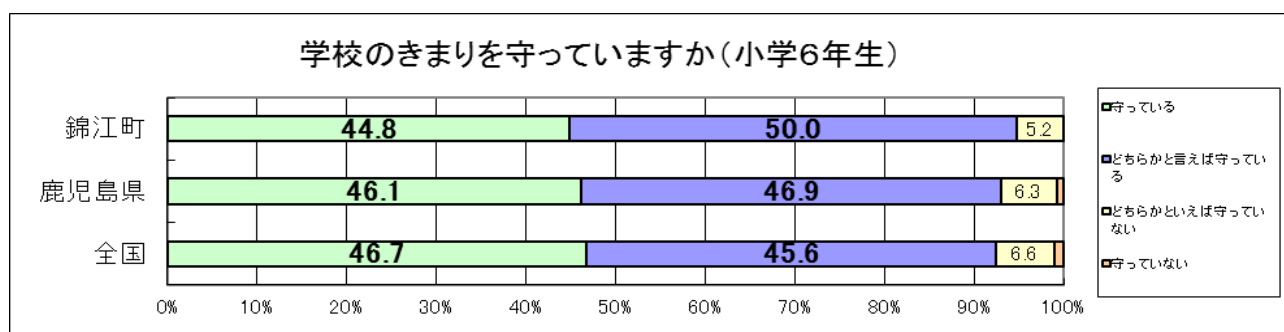
また、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴う、ネット依存やSNSの利用によるトラブルなど新たな課題について、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

不登校については、小・中学校において、数名の児童生徒が不登校又は不登校傾向にあります（平成30年度末時点）。不登校の要因は一様ではなく、無気力や不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭に関することなどが複雑に関連しているとされており、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要です。不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰や社会的自立に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラー等を活用しながら、家庭や地域、教育支援センター等の関係機関等の関係団体と連携し、継続的に対応する必要があります。

### (4) 規範意識

今日、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、社会的マナー等が十分に備わっていないことなどが指摘されています。

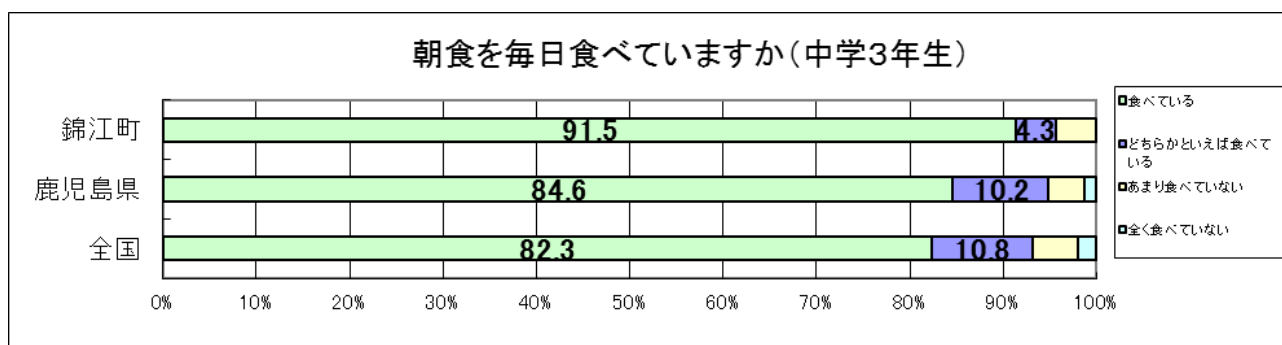
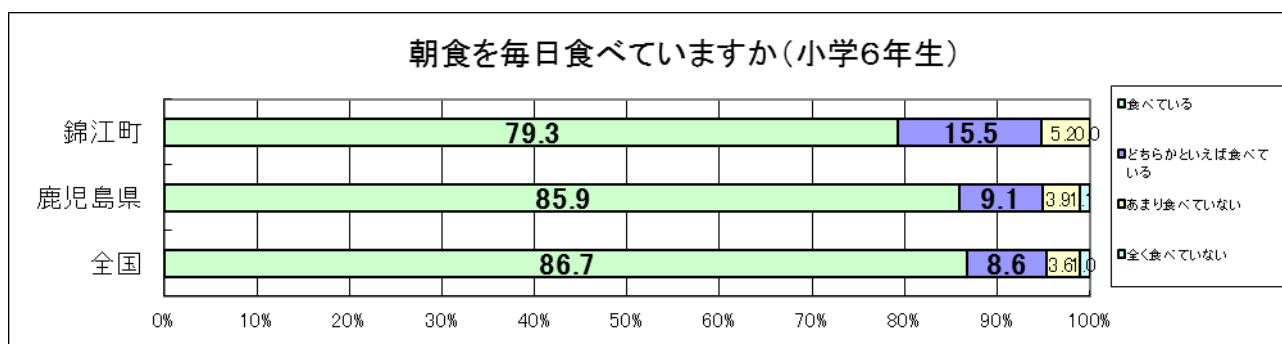
教育基本法においては、「個人の尊厳を重んじるべきこと」のほか、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが教育の目標とされ、学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されています。



本町の子どもたちの実態を見る一つの指標として、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果を見ると、「学校の決まり・規則を守っている」と回答した割合が、小学校が95%、中学校が100%で、全国・県平均を上回っています。これは、本町のよき家庭・地域環境に起因するものと考えられますが、今後は、対人関係の希薄化やインターネット上のトラブル等が増加することも懸念されることから、子どもたちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通して、規範意識の涵養を図ることが必要です。

## (5) 基本的生活習慣

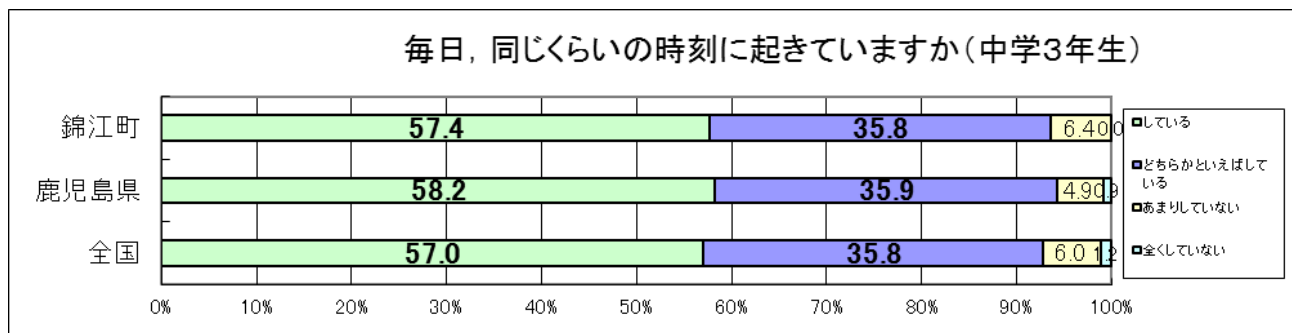
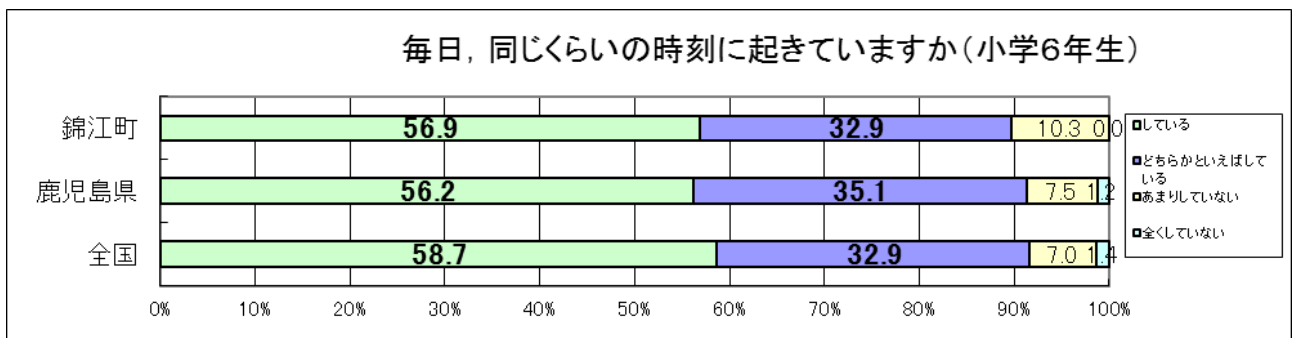
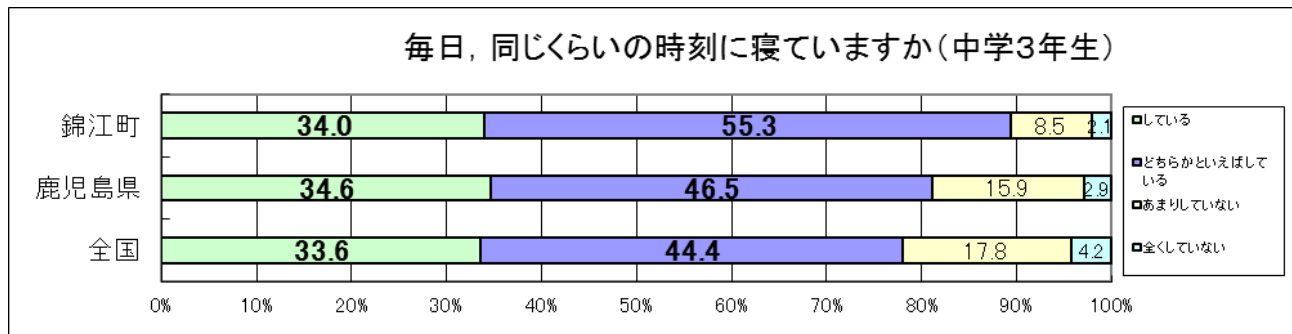
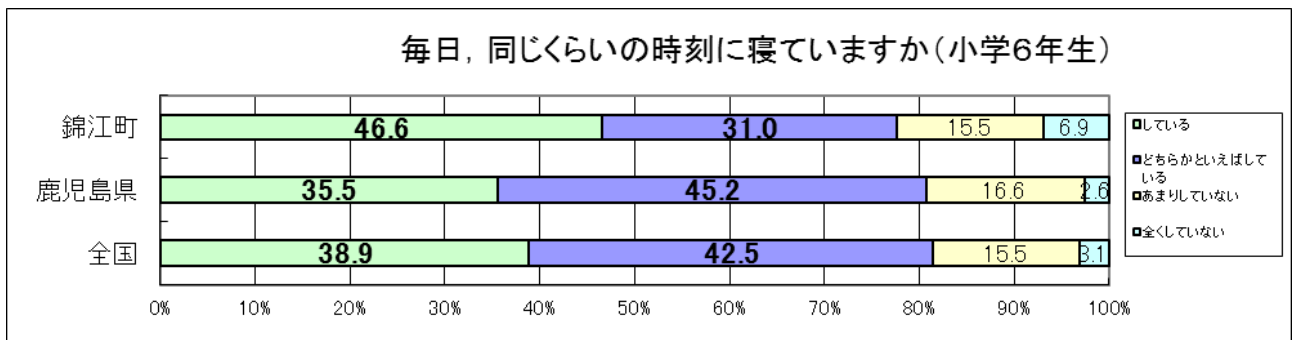
子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。



平成30年度の全国学力・学習状況調査結果では、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校で94.8%(全国95.3%)、中学校で95.8%(全国93.1%)となっています。

また「毎日同じくらいの時刻に寝る」と回答した割合が、小学校で77.6%(全国81.4%)、中学校で84.3%(全国78.0%)、「毎日同じくらいの時刻に起きる」と回答した割合が、小学校で89.7%(全国91.6%)、中学校で93.6%(全国92.8%)となっています。

食生活の乱れや子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。



これら基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。

子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習 60・90 運動」や「早寝早起き朝ごはん」などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

さらに、携帯電話（スマートフォンを含む）については、平成 30 年 9 月の調査で、小学生の 14.5%（県 16.2%）、中学生の 26.9%（県 31.1%）が所有しています。今後、

いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

調査の結果から、生活状況については小学校での課題が浮き彫りになりました。早期に改善を図る必要のある児童生徒もいるため、学校と家庭との連携を図りながら、保護者への啓発を続けていくことが必要です。

## (6) 特別支援教育

平成 19 年度に特別支援教育が法的に位置付けられて 10 年余りが経過しました。

近年、特別支援教育に関する理解の浸透や教育的効果への期待などを背景に、全国的に、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒の数は増加傾向にあり、本県でも同様の傾向にあります。

現在、障がいのある全ての幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められており、本町においても、小・中学校等の校内支援体制の充実や研修会の実施、学習支援員の配置等に取り組んでいるところです。

さらに、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法において、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務付けされました。特に、合理的配慮については、本人及び保護者の要望に基づき、設置者、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図った上で、適切に提供していくことが必要です。

## (7) キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。こうした中で、子どもたちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望をもち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させ、自らの適性について考えさせることなど、発達段階に応じたキャリア教育の充実が必要です。

今後、更にキャリア教育を推進するためには、様々な職場での体験学習・インターシップ、企業経営者等による話を聞く体験をさせる機会の増加を図るとともに、事前・事後の学習を充実させ、その後の学習に生かす必要があります。また、キャリア教育に関する調査を通して、児童生徒の意識の高揚や心の変容を確認することが必要です。

## (8) 体力・運動能力

児童生徒の体力や運動能力は、国が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、近年、全国、本県ともに低下傾向に歯止めがかかっています。

同調査の本町の児童生徒（小学校：5年生対象 中学校：2年生対象）の体力合計点は、年々上昇していますが、全国平均に達していない状況です。本町の実態は以下のとおりです。

- ① 小学校では、身長が男子が全国より少し低い、体格的には男女とも全国並みである。  
運動能力は男女とも握力や跳躍力、投力は全国より高い。男子が上体起こしや長座体前屈等の柔軟性に課題がある。女子は長座体前屈などの柔軟性や反復横とびなどの瞬発性に課題がある。
- ② 中学校では、男女とも身長が全国より低く、体重はやや肥満傾向にある。  
運動能力は全体的に男女とも全国平均並みであるが持久力が高い。男女とも長座体前屈が全国より劣り柔軟性に課題がある。女子は握力、投力等が全国よりやや劣る。
- ③ 運動実施時間は、中学生は部活動等での取組もあり全国より望ましい傾向にあるが、小学校の女子に運動不足の課題がある。

上記の結果は、あくまで2つの学年を対象としたものであり、また調査対象児童・生徒数も少ないため、町全体の傾向を正確に表しているものではありません。しかし、この結果から本町児童生徒の体力・運動能力の向上は重要な課題であり、個々の児童生徒に対する適切な取組が必要であると言えるでしょう。

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素であることから、子どもの体力向上を図る必要があります。

また、体格については、身長・体重を全国と比較すると、身長は年齢層によりばらつきがありますが、ほぼ同様の傾向を示しており、体重は一部の年齢層において肥満傾向がみられます。肥満の主な原因としては、食生活の乱れ、不規則な生活、運動習慣の欠如等が挙げられることから、今後、子どもたちに、望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせることが必要です。

体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組等により、各小中学校の「一校一運動」の実施率は100%となっています。今後さらに、「チャレンジかごしま」への参加等を通して児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を一層高める必要があります。

## (9) 安全・安心な教育環境の整備

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生が後を絶たない状況です。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地

域社会づくりが求められています。

本町では、これまでの取組により、各学校における防犯教室、交通安全教室等により、学校における安全性の向上が図られてきています。

今後は、事件・事故、自然災害に対応するため、学校内の施設設備の安全点検や通学路における安全指導の充実と安全点検の取組及び避難訓練など、児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。

また、公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要です。本町の建物構造体の耐震化、屋内運動場等の照明器具、バスケットゴールなどの落下防止対策など非構造部材の耐震化もすべて終了しています。

しかしながら、学校施設や遊具等の老朽化もみられ、今後も定期的かつ迅速な補修対応が必要です。対応すべき課題もあります。

## (10) 家庭・地域の教育力

近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は、教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域社会には、子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

本町では、各地域社会におけるよき伝統や習慣が根付いており、公民館活動や子ども会活動も盛んに行われています。また、住民同士のつながりも深く、相互に協力し合いながら地域で子どもを育てるという気運も残っています。

また、かごしま学校応援団の取組により、地域による学校支援を行うための組織が設置されていますが、さらに、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の取組も進める必要があります。そして、社会環境等の変化により、地域のよい点が少しずつ失われていくのではないかと指摘もあることから、今後とも、本町に残されている昔からの教育的資源を生かした活動を継承、活性化させ、活力ある地域づくりを目指していく必要があります。

## (11) 子どもたちの文化活動

本町には、各校区及び集落に伝わる伝統芸能や伝統行事等が多く伝承されています。これらは、地域住民の皆さんにとって心の拠り所であり、今後も末永く次の世代に引き継いでもらいたいとの願いがあります。

本町の各小・中学校では、これらの文化的資産を学校教育の中に取り入れながら、「故



郷を愛し、ふるさとを誇る子どもの育成」をめざしています。例えば、地域に伝わる棒踊りや薩女踊り、銭太鼓等の伝統芸能の練習が教育課程に位置付けられている学校も多くあります。

また、文化的な価値を持つ各種芸術にふれさせるために、教育委員会としては、芸術鑑賞会の開催等、子どもたちに音楽や芸術を間近で鑑賞させる機会を設けています。

子どもたちに郷土の伝統芸能や様々な文化・芸術に親しませることは、郷土への愛情や誇り育み、将来にわたる地域づくりに役立つとともに、伝統文化の伝承という視点からも欠かせないものです。しかし、本町にも過疎化の波は押し寄せており、今後の伝承活動に大きな影を落とし始めている状況があります。

児童生徒の心身ともに健やかな成長には、様々な体験の場が必要です。本町は、豊かな自然環境に恵まれ、学校外での豊かな体験が可能です。実際には経験不足の状況が本調査からうかがえます。

また、子ども会や公民館活動等により地域行事への参加回数が多いものの、必ずしもそのことが児童生徒の意識が地域の文化や自然、伝統への関心に結びついていないことも大きな課題です。

## 第3章 基本目標

### 【基本目標】

あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり



### 【基本方針】 ～「ふるさとを誇る『森と水の教育』」～

#### 〔児童生徒の成長の姿〕

- ① 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、社会の変化に的確に対応できるとともに、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- ② 郷土に誇りと愛情を持ち、社会の一員として、これからの社会や錦江町の発展に貢献できる人間

本町は、大隅半島の南部に位置し、学校教育に対する関心も高く、地域全体で子どもたちを育てようとする伝統的な地域の教育力が残っています。そのような環境の中で、本町ではこれまで「あしたをひらく心豊かな人づくり」を基本目標に掲げ、生涯学習の観点に立ち、学校と地域の連携を図りながら教育活動を推進してきました。

教育基本法第1条で規定された、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」という教育の目的を踏まえ、今後一層、未知の時代を切りひらき、未来の錦江町、鹿児島、日本を担っていく人材育成を進めていく必要があります。

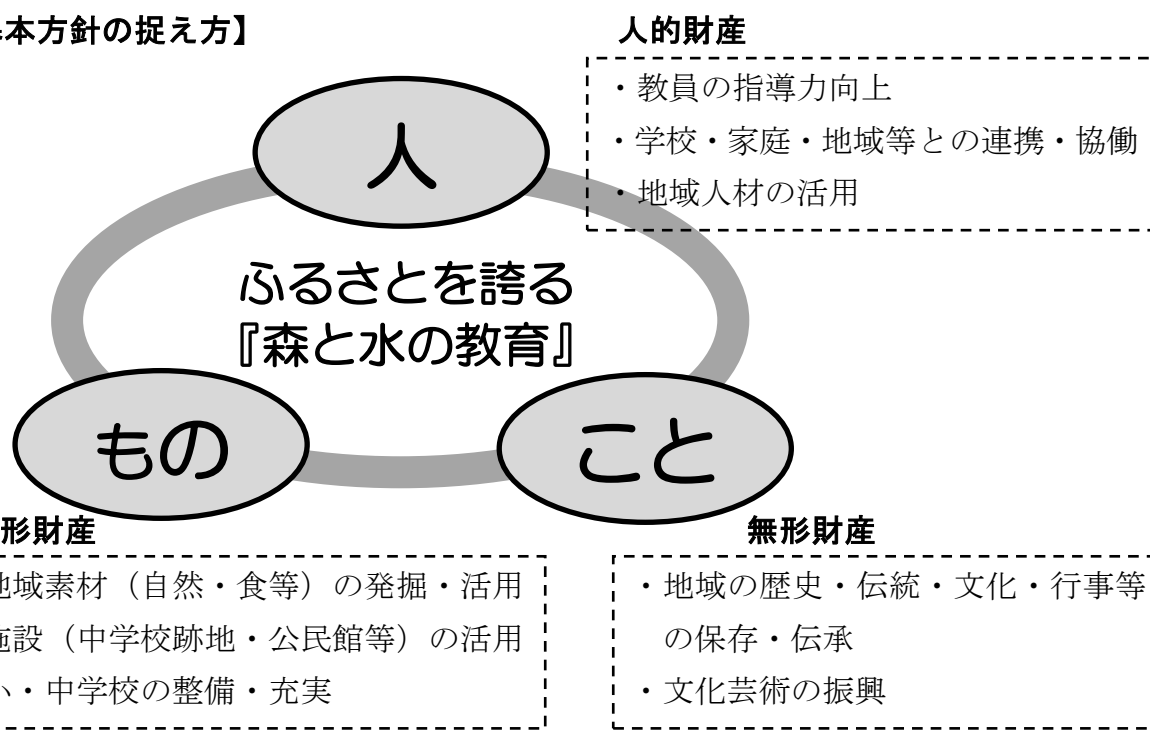
これから社会が大きな変革期を迎える中であって、子どもたちのみならず、町民一人一人が、それぞれの夢や希望をもち、その実現に向けて、意欲をもって挑戦できる環境を整えていくことはますます重要性を増すことが考えられます。

また、夢や希望の実現には、規範意識、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、生命を大切に作る心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできるたくましさ「生き抜く力」を育てていく必要があります。

以上のことから、本町では、基本目標を「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」とし、めざす町の将来像とともに、「教育がめざす児童生徒の成長の姿」を掲げ、これからの教育活動の推進に努めていきます。

## 【基本方針】ふるさとを誇る『森と水の教育』

### 【基本方針の捉え方】



### 「ふるさとを誇る『森と水の教育』」とは

錦江町に住む私たちにとって、「森」や「水」は常に身近にあり、なくてはならない存在であり大切なものです。しかしながら、それらを意識することは少ないです。

「森と水の教育」とは、郷土の自然を学習に利用することのみにとどまらず、わたしたちの身の回りにあるあらゆる地域素材（資源）を再度見つめ直し、教育に生かしていくことを示しています。

また、ふるさとの「森」や「水」からイメージされる「豊かさ」「偉大さ」「清らかさ」「たくましさ」など、教育によって得ることのできる成長の姿を表しています。

錦江町で学んだことを糧に、ふるさとを忘れず、世界のどこにおいても活躍できる人として成長してほしい。そして、ふるさとを支え、その発展に寄与できる人となってほしい。そんな思いが込められています。

### 1 「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、社会の変化に的確に対応できるとともに、生涯にわたって自己実現を目指す人間」

子どもたちは、「未来からの預かりもの」であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることから、その価値を尊重するとともに、自立した存在として生涯にわたる成長を支える必要があります。

複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決に

つながる新たな価値観や行動を生み出すことなどが求められています。

子どもたち一人一人がこれからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、十分な知識・技能、それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見い出していく思考力・判断力・表現力等の能力、これらの基になる主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の「真の学ぶ力」（学力の3要素）を身に付けることが必要となります。また、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指そうとする意欲、態度を育成することが大切です。

また、子どもたちは、社会生活を送る上で、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神などを身に付ける必要があります。特に、本町の子どもたちには、自己肯定感・自己有用感を高めていくことが必要です。

さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力とともに、心身の健康づくりに必要な知識、習慣を育成する必要があります。

## 2 「郷土に誇りと愛情を持ち、社会の一員として、これからの社会や錦江町の発展に貢献できる人間」

グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決できる能力や、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要です。

このためには、円滑なコミュニケーションを図るための英語教育の強化に努めるとともに、世界の多様な文化の中で自他の違いを尊重し合うために、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。

また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むこともますます必要となってきます。

少子高齢化・過疎化が急速に進行する本町では、地域づくりの担い手の減少や地域の活力の衰退などが予想され、今後、一人一人が、地域社会の課題を自分自身のものとして捉え、積極的に行動することが求められています。

互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが国づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要があります。

## 第4章 今後5年間で取り組む施策

### 1 本町教育施策策定に当たっての視点

#### (1) 不易たるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

本町の教育を推進するに当たっても、学力の向上とともに、人間が社会生活を営む上で必要不可欠な不易たる内容もしっかりと見据え、その柱としていきます。

#### (2) 変化する社会への的確かつ柔軟な対応

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

一人一人の夢の実現に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

本町教育行政においても、各小・中学校と連携を図りながら、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応した政策を推進していきます。

#### (3) 学校・家庭・地域社会・企業・大学等との相互連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランスの確保のための取組等により、

社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

学校、家庭、地域、企業等それぞれの本町教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、それぞれとの連携や協働を図りながら施策を推進します。

#### **(4) 郷土の文化や伝統を愛する心の醸成**

本町には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、地域に根ざした個性あふれる文化、農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など教育的資源も豊富であり、また、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

学校教育において、これらの貴重な資源や人材の有効活用や未来への継承を図ります。

#### **(5) 持続可能な社会の担い手を育てるためのSDGs教育の推進**

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された2030年を年限とする17の国際目標を「錦江町小・中学生SDGs教育事業」と取り入れ、この目標を達成する視点からも教育行政に取り組んでいきます。具体的には、17の目標の中の教育に関連する6つの目標「③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに、⑩住み続けられるまちづくりを、⑫つくる責任つかう責任」を視点として取り組みます。

## **2 本町教育施策の方向性**

---

「本町教育施策策定に当たっての視点」を踏まえ、今後、5年間で取り組む施策の方向性以下の5点に集約します。

### **(1) お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進**

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

鹿児島県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもあります。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、

他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

## **(2) 未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進**

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障がいの状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

## **(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進**

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

## **(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進**

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。鹿児島県には、「人の子ども我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域で育てるという風土が、現在でも残っています。そして、本町においては、まだまだ地域が「我が地域の子」として、子どもたちを温かく見守り、育てようとする気運があります。また、家庭でも「子どものしつけや正しい生活習慣は家庭で」との高い意識もあります。

このような状況にある本町においては、学校がその役割を十分に果たしながら、家庭や地域社会と密に連携し合い、その相乗効果によりさらに高い教育力を発揮できるよう支援していきます。

## **(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興**

子どもから大人まで全ての町民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、町民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

【参考資料 持続可能な開発目標 (SDGs) について】

### 持続可能な開発目標 (SDGs)

■ 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)



- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

### 錦江町小学生SDGs教育事業

**【目的・効果】**







SDGsは1987年国連環境特別委員会が発表した報告書(Our Common Future【我々共通の未来】)が発想の始まりで、2015年に「持続可能な成長目標」として定義されました。これは将来の世代の欲求(ニーズ)を満たしつつ、現代の世代の欲求も満足させるような開発ですが、その考え方に合えばどんな開発でも良い訳ではなく、「持続可能」を念頭に置いたもので、小学生から簡単なWSを経験しながら将来を考える機会を提供するとともに、中学生から地元に対する可能性、自分に対する可能性、そして未来をつくることに対する可能性を感じてもらうアントレプレナーシップ教育へつなぐ一貫した人材育成(錦江学)を目指すものである。

**【事業内容】**

小学生の総合学習プログラムとして、地元のフィールドワークを通じたアイデアの発想から(アイデア発想編)、そのアイデアを実現するためのはじめの一步を踏み出すプロジェクトの実行(アイデア実践編)、そして、その一連の活動を町内外に発表するものを想定する。これらの活動を通じ、地元との関係性を深化させ、限られた資源や、これまでの常識を乗り越え、チャンスをつかむ力を育むことを目標とします。

**【特筆すべき事項】**

一般論として社会の中で意見が顕在化されにくい子ども世代が、ワークショップを通じ、自分、まちや社会の将来を「持続可能な」ことを考えながら、「お金・知恵・技術」を使う主権者教育やキャリア教育の第一歩とする。

本事業で取り組む6つの目標	目標(成長戦略)	ゴールの意味
 3 全ての人に健康と福祉を	3 すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育を みんなに	4 質の高い教育を みんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 12 つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する



## 基本目標と施策の関連図

**【基本目標】 「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」**

**【基本方針】 「ふるさとを誇る『森と水の教育』」**

### 目指す人間像

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、社会の変化に的確に対応できるとともに、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 郷土に誇りと愛情を持ち、社会の一員として、これからの社会や錦江町の発展に貢献できる人間



### 今後5年間に取り組む施策

#### 【本町教育の取組における視点】

- ① 不易たるものの尊重
- ② 変化する社会への的確かつ柔軟な対応
- ③ 学校・家庭・地域社会・企業・大学等との相互連携・協働
- ④ 郷土の文化や伝統を愛する心の醸成
- ⑤ 持続可能な社会の担い手を育てるためのSDGs教育の推進

#### 【本町教育施策の方向性と具体的施策】

<b>1 お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</b>	<b>2 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進</b>	<b>3 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進</b>	<b>4 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進</b>	<b>5 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興</b>
①道徳教育の充実 ②人権教育の充実 ③生徒指導の充実 ④子どもの読書活動の推進 ⑤食育の推進 ⑥体力・運動能力の向上 ⑦健康教育の充実	①確かな学力の定着 ②小規模校・複式学級における指導法の充実 ③特別支援教育の推進 ④キャリア教育の推進 ⑤幼(保)・小・中の連携 ⑥郷土教育の推進 ⑦教育の情報化の推進 ⑧社会の変化に対応した教育の推進	①開かれた学校づくり ②教職員の服務規律確保と資質の向上 ③安全・安心な学校づくり	①地域ぐるみでの子どもの育成 ②地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり ③青少年教育の充実 ⑦家庭教育力の向上	①生涯学習環境の充実 ②生涯スポーツの振興 ③地域文化活動の充実と文化財(有形・無形)の保存伝承

### 3 具体的施策

※各項目の数字は、SDGsの目標－ターゲット

<b>(1)</b>	<b>お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</b>	
ア	道徳教育の充実	4-7
イ	人権教育の充実	4-5, 4-7, 5-1, 5-2, 5-C, 11-7
ウ	生徒指導の充実	4-1
エ	子どもの読書活動の推進	4-1
オ	食育の推進	12-3
カ	体力・運動能力の向上	
キ	健康教育の充実	3-5, 5-6
<b>(2)</b>	<b>未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進</b>	
ア	確かな学力の定着	4-1, 4-3, 4-6
イ	小規模校・複式学級における指導法の充実	4-3, 4-6
ウ	特別支援教育の推進	4-5, 4-7
エ	キャリア教育の推進	4-4, 4-5
オ	幼（保）・小・中の連携	4-2
カ	郷土教育の推進	7-a, 11-4
キ	教育の情報化の推進	4-4, 5-b
ク	社会の変化に対応した教育の推進	4-3
<b>(3)</b>	<b>信頼され、地域とともにある学校づくりの推進</b>	
ア	開かれた学校づくり	
イ	教職員の服務規律確保と資質の向上	4-C
ウ	安全・安心な学校づくり	3-6, 4-a
<b>(4)</b>	<b>地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進</b>	
ア	地域ぐるみでの子どもの育成	
イ	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	
ウ	青少年教育の充実	
エ	家庭教育力の向上	
<b>(5)</b>	<b>生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興</b>	
ア	生涯学習環境の充実	
イ	生涯スポーツの振興	
ウ	地域文化活動の充実と文化財（有形・無形）の保存伝承	

## (1) お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

### ア 道徳教育の充実

#### ◆ 現状と課題

---

- 学校においては、いじめの未然防止、早期解決の必要性が指摘されています。規範意識や生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養う道徳教育を充実させることは重要です。
- 道徳の授業を要として、「考え・議論する」授業を学校では展開しており、今後ますます教育活動全体で道徳教育を推進することが重視されています。

#### ◆ 具体的取組内容

---

- 学校においては、道徳教育の充実を図るために、道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳主任を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 道徳の授業においては、「考え・議論する道徳」への転換が図られる授業改善や児童生徒のよさを認め励ます評価が行われるように研修会等の推進に努めます。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の活用を促すとともに、錦江町内の先人の業績や生き方について学ぶ道徳教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、道徳の授業との関連を図り、教育活動全体での充実を図ります。
- 学校開放日や授業参観日に道徳の授業を保護者や地域住民に公開し、地域・家庭との連携を図りながら、道徳教育の充実を図ります。

### イ 人権教育の充実

#### ◆ 現状と課題

---

- 「人権教育は全ての教育の基本」であり、教育活動全体を通じて子どもたちを育成する必要があります。また、人間関係を構築する能力の素地を養うことや、個人を尊重し、男女の平等を重んじる態度や実践力等を育成する必要があります。
- 子どもを大切にし、愛情をもって接しようとする全ての教職員等の姿勢は、人権教育の基盤となる。教職員等は、「チーム学校」となって子どもの育ちを全力でつなぐ必要があります。
- 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、全ての学校及び地域において人権

同和教育に取組み、人権尊重の視点に立った学校づくりや地域づくりを進める必要があります。

- 人権教育・啓発については、様々な人権課題に対する取組を一層充実させることが必要です。また、いじめや児童虐待といった子どもの命に関わる課題に対しても、子どもの人権の観点から対応する必要があります。
- 性的マイノリティへの社会的関心の高まりや部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別解消に係る三法が施行されるなど、人権を取り巻く環境が大きく変化してきています。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 「人権教育の全体計画・年間指導計画」や「共通実践事項」等に基づき、日常的に点検・評価を行うことにより、人権教育の充実に努めます。
- 県・地区の研修会等への教職員の積極的な参加を促進し、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 学校では、指導内容・方法の工夫改善を図ることにより、児童生徒の自尊感情の育成とよりよい人間関係づくりに努めます。
- 学校・家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実に努めます。

### ウ 生徒指導の充実

## ◆ 現状と課題

---

- インターネットやスマートフォン、携帯電話の普及に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等調査によると、本県公立学校におけるいじめは7,616件、不登校児童生徒は2,679人となっており、本町においても、いじめ認知や不登校児童生徒も見られます。
- 不登校児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人の実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等と連携したチーム学校としての取組を一層充実することが必要です。
- インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。
- 県のいじめ防止基本方針の改定を踏まえ、平成29年12月に見直した「錦江町いじめ防止基本方針」では、学校及び保護者等が連携することやいじめを1件でも多く発見し対処していくこと等を求めています。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 生徒指導に関する教職員の指導力・カウンセリング能力の向上を図るため、いじめの積極的な認知、不登校や問題行動等の未然防止・早期対応についての研修会への積極的な参加を促進します。
- 管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。
- 学校におけるいじめに関するアンケートや「学校楽しいーと」の活用促進に努めます。
- いじめ、不登校など各学校の実態に即したスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用を努めます。
- 「特別の教科道徳」等における、いじめの問題への対応に係る指導を充実させるため、県教委からの資料活用や校内研修の充実に努めます。
- 情報モラル講演会等を通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定を推進するなど、SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動への対応を図ります。
- 不登校児童生徒については、保護者や関係機関等と連携した個別指導、家庭訪問、体験活動の機会の提供などにより、学校復帰や自立・成長に向けて、一人一人の実態を踏まえた組織的・継続的な支援に努めます。
- 錦江警察署との連携を進めるとともに、生徒指導に関わる様々な機関との連携にも努めます。

## エ 子どもの読書活動の推進

## ◆ 現状と課題

---

- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 県の「第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校における読書活動を一層推進してきました。本町でも、「錦江町子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に読書活動推進に取り組んでいます。
- 町内全ての小・中学校等で全校一斉の読書活動（朝読書を含む）が取り組まれています。しかし、学校段階が進むにつれて読書離れの傾向が見られることや学校図書館図書標準達成率が低い学校もあること、古書の新書への入れ替えを増やすことなどの課題もあります。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 県の「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」をもとに、推進計画の改訂を促進します。具体的には、「大隅広域図書館ネットワークシステム」の稼働により、発達段階に応じた取組で読書習慣を形成したり、子ども同士で行う活動を通じて読書への関心をさらに高めます。
- 子どもの読書活動の推進について広報・啓発を行い社会的気運の醸成を図ります。
- 町立図書室を拠点にして、学校司書を含む図書館関係者の資質向上や、親子読書会・図書館ボランティア等の人材育成に努め、図書館活動の運営を支援します。
- 学校においては、朝の読書活動やボランティア等による読み聞かせ、緑陰読書、読書週間など地域や家庭と連携し、発達の段階に応じた読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館において、蔵書の充実を図ることにより、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備に努めます。
- 学習や生活に役立つ本や資料を見つけ課題を解決したり、多くの本に触れ、読書の幅を広げたりすることができるように学校図書館を活用した学習に努めます。

## 才 食育の推進

## ◆ 現状と課題

---

- 食習慣の乱れに起因する生活習慣病等の増加などの課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。
- これまで、学校給食を活用した食に関する指導の充実や学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進に取り組み、食に関する指導の計画を作成している学校や朝食を摂る児童生徒の割合について取組の成果が現れています。
- 食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進するために、学校、家庭、地域社会の連携・協力による食育の推進については、食を通じた家族のコミュニケーションの大切さについて普及・啓発を図る必要があります。
- 学校給食における地場産物の活用状況については、日頃より地域生産者との連携により、本町産の食材の活用が十分になされています。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づく、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」を引き続き推進します。また、栄養教

論が中核となって、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食摂取などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。

- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。
- 家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図る共食の大切さについて、普及・啓発に努めます。
- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための取組を推進するとともに、家庭や地域との連携・協力を図ります。

## カ 体力・運動能力の向上

### ◆ 現状と課題

---

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査や抽出校による県運動能力調査における本町児童生徒の体力合計点は全体的には上昇していますが、全国平均に達していない状況です。持久力や握力には優れているが柔軟性などには課題があります。また、運動する子どもとそうでない子どもの割合は、県と同様に二極化の傾向が見られます。
- 町内学校の「一校一運動」の実施率は100%となっています。また「チャレンジかごしま」への参加については、小中学校とも積極的に取り組んでいます。
- 現代社会において、交通網が発達し、また子どもたちの遊びの内容も変化してきていることから、日常的に体を動かす機会が減少している現状があります。そのため、子どもたちの体力・運動能力は一昔前に比べ低下してきています。

### ◆ 具体的取組内容

---

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するため、校内研修や教科部会等における研修内容を充実させ、教職員の資質向上を図ることで、学校体育の充実に努めます。
- 学校においては、県の施策である「一校一運動」「チャレンジかごしま」の実践や、教科体育の充実により児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析し、町及び各学校の実態をとらえ、管理職研修会、教科部会等で指導法の工夫・改善を図ります。各学校においても、自校の結果を分析し、実態に応じた指導に取り組みます。

- コミュニティスポーツクラブ等への参加を促進するとともに、学校、家庭、地域と連携し、休日等を利用した運動の機会・場の設定を行います。
- 「部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、生徒がスポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう、運動部活動の充実に努めます。

## キ 健康教育の充実

### ◆ 現状と課題

---

- 近年、社会の大きな変化により、従来の喫煙、飲酒問題に加え、性的問題行動、薬物乱用等の問題が増加してきています。また、アレルギー疾患等、健康問題も多様化してきています。
- 平成 30 年度の学校保健統計調査によると肥満傾向の出現率が小学校 6 年男子で 10.01%、小学校 6 年女子で 8.36%、中学校 3 年男子で 8.36%、中学校 3 年女子で 7.22% となっており、平成 23 年度以降は横ばいの状況にあります。  
また、裸眼視力 1.0 未満の割合が、小学校 6 年生で 47.04%、中学校 3 年生で 59.67% となっており、増加傾向及び低年齢化が進んでいる状況にあります。  
虫歯のない児童・生徒割合は、小学校 46.0%（全国 55.2%）、中学校 57.9%（全国 66.0%）と、全国と比べて 10%程度低くなっています。この状況は県全体でも同様で、各学校の歯科保健指導の充実や保護者への啓発等、学校・家庭連携を密にしたう歯予防が、大きな課題となります。
- 子どもたちが、生涯にわたって健康的な生活を送るためには、健康増進に必要な知識や態度を身に付けることが大切であり、各学校においては健康教育のさらなる充実が必要です。
- 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域、関係機関等との一層の連携が不可欠です。

### ◆ 具体的取組内容

---

- 学校保健担当者会等での研修における指導・助言を通して、教職員の資質向上を図り、学校保健活動の充実を目指します。
- 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、危機発生時の対応マニュアルを整備するなど、全ての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を図ります。
- 町学校保健会の活動を、学校医等の積極的な参加が図れるような充実した活動をすることで、保護者等への保健教育に関する啓発を図ります。
- 町保健福祉課等と連携を図り、学童期における学校でのう歯予防の積極的な取り組み



を図ります。

- 町保健福祉課等との連携を密にし、乳幼児から学童期に至るまでの健康教育、保護者への啓発をさらに充実させていきます。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、学校薬剤師、保健所等との連携を深めていきます。

## (2) 未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

### ア 確かな学力の定着

#### ◆ 課題と現状

---

- 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育が展開されています。
- 新学習指導要領では、小学校で高学年の外国語活動が教科化されたり、中学年で外国語活動が新設されるなど、英語教育の充実が図られています。今後、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、実践的な英語力の育成が必要です。
- 新学習指導要領で示された「プログラミング教育」では、今後の社会「Society5.0」の社会を見通した子どもの教育の充実を図ることが必要です。
- 本町の児童生徒の学力の実態は、平成 31 年度の調査では、全国・県平均と比較し、概ねよい結果が出ています。しかし、学力の個人差への対応（個にこだわる指導の重視）や新しい学習方法や内容を取り入れた授業改善など、学習活動の充実を図っていく必要があります。
- 児童生徒一人一人は、それぞれ学習状況が異なることから、個々の実態に応じた学習指導を充実させる必要があります。特に、特別な支援を要する児童生徒への支援が必要です。

#### ◆ 具体的取組内容

---

- 各小中学校の校内研修及び町教科等部会等において、それぞれの課題に即した指導・助言を行います。また、研究授業を通じた指導法の改善を推進し、教職員の学習指導に関する指導力の向上を図ります。
- 学習指導要領改訂の趣旨やその内容、授業時数の確保等について、教職員への徹底を図るとともに、必要な教材備品等を配置するなど、円滑な学校運営ができるよう取り組んでいきます。
- 小中連携により、授業公開や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を中学校区毎に開催することによって教職員の指導力向上を図ります。
- 「かごしま学力向上支援Webシステム」に掲載している演習問題等の利用促進や学校と家庭が連携した「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、子どもの学力の定着と学習習慣の確立に努めます。
- 学力向上に向けて、「学校ボランティアリスト」などを作成し、保護者、地域の方々等の外部人材を活用した取組を促進します。
- 各学校の実態に応じて、特別支援教育支援員を配置し、学習支援員としての活用も図ることにより、児童生徒個々の実態に応じた学習活動の展開を支援します。

## ◆ 現状と課題

---

- 本町では、令和元年度現在、小学校6校のうち4校が複式学級設置校となっています。今後もさらに児童数が減少する傾向にあり、あらゆる面で合理化を図る観点から、今後避けられない重要な課題となっています。
- 複式学級数が多い本町においては、2学年を1名の担任で指導するための指導法の研究、改善が大きな教育課題であると言えます。
- 複式学級では、同一学年の児童生徒数が少ないため、「多様な意見が出にくい」、「集団での意見交換が困難である」などのマイナス面も指摘されていますが、逆に、「児童生徒一人一人の実態に合った個別指導がやりやすい」、「自分たちで学習を進める意識や態度が身に付く」「学年を超えた交流ができる」などのプラス面もあります。このような長所を生かした指導法を工夫していくことが大切です。
- 本町には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、学校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 学校訪問や校内研修等において、複式学習の指導法や指導計画策定のための資料等を配布したり、実践事例を紹介したりするなど、複式小規模校教育のさらなる充実を図ります。
- 隣接校同士の交流学习や職員間の交流を推進し、複式学級の抱える課題の解消に努めます。
- へき地、小規模校の教育の在り方や学習指導法等を学ぶ研修会への教員の参加を奨励し、教職員の資質向上を図ります。
- 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、小規模校の特性（メリット）を生かした指導方法の改善を図ります。あわせて、学校規模の適正化を図るために、小学校の統合についても検討を進めていきます。
- 「学習支援アプリソフト」の活用や「遠隔授業・テレビ会議」などのICT機器等を活用した教育方法の改善等を行ってコミュニケーション能力育成の教育環境整備に努めます。

## ウ 特別支援教育の推進

### ◆ 現状と課題

---

- 障がい者の権利に関する条約の批准や「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。
- 本町においては、すべての小中学校で職員の中から特別支援教育コーディネーターが指名され、コーディネーターを中心とした特別支援教育の推進が図られています。
- 特別な支援を要する児童生徒を支援するために、本町では、特別支援教育支援員を学校に配置しています。

### ◆ 具体的取組内容

---

- 共生社会の形成に向けた障がい者理解を推進するために、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 各学校の基礎的教育環境整備を進めるとともに、本人及び保護者の意向を踏まえた合意形成を図り、適切な合理的配慮を提供することで、障がいのある児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう努めます。
- 各学校における特別支援教育をさらに推進していくために、特別支援学校（鹿屋養護学校）、その他の関係機関との連携を深め、専門的知識を有する外部講師を招いての校内研修会や特別支援教育部会の充実を図ります。
- 各学校においては、校内教育支援委員会を充実させるとともに、障がいのある児童生徒を支援するための「個別の指導計画」等の作成、活用の促進を図り、校内支援体制の整備を図ります。
- 新入学予定児については、就学前の教育相談会の実施と町教育支援委員会の充実を図り、個々の状況に応じた就学指導を推進します。
- 児童生徒や学校の実態に応じた特別支援教育支援員の配置、及び支援員に対する研修を進めます。

## エ キャリア教育の推進

### ◆ 現状と課題

---

- 近年の社会的課題として、職業意識の希薄化、職業人としての基本的な資質や能力の不十分さが指摘されています。児童生徒一人一人が、勤労を尊び、職業への夢を描き、正しい職業観をもって社会を生き抜いていく力を養うために、学校教育においても、その発達段階に応じた取組をしていくことが必要です。
- 町内の中学校においては、町内または近隣市町の様々な事業所で職場体験学習を実施しています。また、実社会で活躍している先輩や企業経営者、有識者等を招いての講演会や立志式などの取組を行っています。今後は、小学校におけるキャリア教育について、その在り方も含めて検討していく必要があります。
- 各学校では講演会等を実施し、自分の生き方について考える機会を設けていますが、更に企業経営者や役場職員による講話や出前授業の実施を通して社会との連携を深め、「学び」と「実社会」の結びつきを強める取組を進める必要があります。

### ◆ 具体的取組内容

---

- 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を全ての学校で作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- 小学校では、道徳教育における勤労意識の育成、総合的な学習の時間や特別活動における勤労体験学習や地域の人々とのかかわり等の教育活動を通して、児童の発達段階に応じたキャリア教育の推進を図ります。
- 中学校では、職場体験学習や社会で活躍している先輩等の講話等の取組を推進し、生徒の正しい職業観や職責観を養うとともに、自己の将来を真剣に見つめ、進路を選択しようとする態度を育てていきます。
- 教育委員会としては、学校と事業所との連携を図り、学校と企業等がそれぞれの役割を担いながらキャリア教育の推進を図れるよう支援していきます。

## オ 幼（保）・小・中の連携

### ◆ 現状と課題

---

- 全国的には「中1ギャップ問題」など、小学校と中学校の連携が十分に行われずに、校種間の滑らかな接続が課題となっています。同様に、保育園や幼稚園から小学校への接続の在り方も課題となっています。
- 町内の小学校は、入学前に新入学予定児とその保護者を対象とした一日体験入学や幼

稚園との情報交換会を行っています。また、中学校は、入学前の学校説明会や小学校との情報交換会を設けています。

- 町内の各小中学校は、それぞれの中学校区で、小中一貫教育を目指して、小中相互の研修会を開催したり、授業参観や情報交換等を行ったりしています。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 町教科等部会においては、小学校と中学校の教職員がともに各教科や領域等の学習の在り方等について研修を深めたり、各学校の状況等を共通理解したりすることで、連携を強化していきます。
- 各中学校区単位で開かれている小中連携研修会を推進し、児童生徒個々の実態に応じた学習指導や生活指導等が校種間で継続して行えるよう努めていきます。  
また、小中一貫教育の全体計画や年間指導計画等を作成し、計画的な取組みがなされるよう努めていきます。
- 小学校では、幼（保）・小交流研修会等を推進し、小学校と幼稚園、保育園との連携を更に密にすることで、新入学児の実態を踏まえた教育活動に取り組みます。また、小規模校では、合同授業（交流学习）を行ったり、中学校区毎に小学校6年生が合同で交流学习を行ったりすることで、児童の中学校への不安を解消したり、中学校入学へ希望を持たせたりしていきます。
- 学校・家庭・地域が一体となった小中一貫教育を推進するために、義務教育9年間を見通した系統的な指導の充実と学校・家庭・地域との協働的な関係の強化を図ります。
- 総合的な学習の時間を活用して、地域素材を活用した地域に根ざしたカリキュラムを作成し、その中で、小・中学校間の交流学习など校種を越えた学習活動を展開できるように努めていきます。

## カ 郷土教育の推進

## ◆ 現状と課題

---

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均に比べ、地域の行事や地域でのボランティア活動などに参加している児童生徒が多いことが分かります。
- 少子高齢化・過疎化や市町村合併等により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなってきました。
- 本町には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、学校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色あ

る教育活動が展開されています。

- 本町では、小学4年生を対象に「錦江町ふるさと検定」を毎年2月に実施し、錦江町の歴史や文化など、児童が郷土に関心をもたせる取組を行っています。また、9月に「森と水の俳句・写真コンクール」も行い、多くの児童生徒が応募しています。

#### ◆ 具体的取組内容

---

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある教育活動が展開されるよう推進します。
- 「錦江町ふるさと検定」や「森と水の俳句・写真コンクール」などについて、児童生徒の受検や応募を通して、さらに児童生徒が郷土を見つめ、愛する教育の推進を行います。

### キ 教育の情報化の推進

#### ◆ 現状と課題

---

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています
- 本町の小中学校におけるコンピュータ関係の整備状況は、「視聴覚室では一人一台のコンピュータを使用可能」「全校にLAN環境を整備」「全校とも高速インターネットを利用可能」「教員一人一台の校務用コンピュータを整備」となっており、全国・県平均を大きく上回っています。
- 令和元年度において、光高速回線が一部を除き、ほぼ全域の整備が完了したことにより町内小中学校における更なるICT活用教育の充実が図られる。
- 国のICT環境の整備方針等も踏まえ、学校におけるICT環境整備の推進に努めます。

#### ◆ 具体的取組内容

---

- 町情報教育部会の充実を図り、教員に対するICTを活用した指導力を向上させるための研修を充実させます。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等においてテレビ会議システムやICT機器を活用した授業実践を推進します。
- インターネット環境（携帯電話も含む）に対する正しい知識や活用法を身に付けさせ

るため、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル研修や育成のための指導を充実させていきます。また、外部講師を招聘した教職員研修会等を実施し、指導力の向上を図ります。

- 保護者等に対しても、情報モラルの重要性及び携帯電話やコンピュータを通じたインターネットの危険性と正しく利用するための留意点等について啓発していきます。
- 高速回線の整備により、ICTを活用した都市部の学習塾による「遠隔公営塾」も開設されるなど今後更なる飛躍に期待がかかります。
- 各学校の高速通信ネットワーク整備を行い、授業実践へ向けて、多くの活用を行うために児童生徒へ一人一台の端末機器整備を行います。

## ク 社会の変化に対応した教育の推進

### (ア) 福祉教育・ボランティア教育

#### ◆ 現状と課題

---

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 学校教育においては児童生徒の発達の段階に応じて福祉についての正しい理解を深めることが重要であり、各教科等で社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ることが求められています。
- 本町では、総合的な学習の時間の授業で、介護福祉施設を訪問し、歌を披露したり、触れ合ったりする学習を展開しています。

#### ◆ 具体的取組内容

---

- 児童生徒の発達の段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成に努めます。
- 各学校における福祉教育全体計画の整備を進め、福祉に関する各教科等での学習内容を関連させるなど効果的な学習活動を行うことにより、福祉・ボランティアの大切さを理解させるとともに、児童生徒自ら実践しようとする態度の育成を図ります。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉・ボランティアに関する体験活動の充実を図ります。
- 交流や共同学習等の体験的な活動を推進し、児童生徒の実践力の向上を図ります。



## (イ) 国際理解教育

### ◆ 現状と課題

---

- グローバル化の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、外国語教育の充実が図られ、ALTとのティーム・ティーチングによる授業などを通して、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力を高めるなどの実践的な取組が広がっています。
- 学習活動の中では体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。
- 小学校においても外国語活動が推進されており、国際理解教育の重要性が随所に盛り込まれています。
- 各学校では、総合的な学習の時間や外国語活動等において、世界の文化や言語等について調べたり、ALT とのティーム・ティーチングによる授業等を行ったりしています。

### ◆ 具体的取組内容

---

- 小学校において、外国語教育の早期化、授業時数の増加に対応するとともに、「聞くこと」や「話すこと」を中心とした活動の充実を図ります。小学校中学年では外国語に慣れ親しむ外国語活動、高学年では中学校への円滑な接続を図るための外国語科の授業づくりに努めます。
- 各学校において、ALT との連携を図るとともに、その効果的な活用により、外国人とのコミュニケーション能力を高めたり、外国の文化や言語を直接的に学んだりする学習を推進していきます。

### (3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

#### ア 開かれた学校づくり

##### ◆ 現状と課題

---

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- 全ての公立学校において自己評価、学校関係者評価が実施されており、またその結果は公表されています。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、全ての公立学校で取り組まれています。
- 本町においては、すべての小中学校が職員による自己評価及び学校関係者評価を行っています。また、令和元年度までは学校評議員会を設置し、保護者や地域の考えや意見をお聞きし、協議する場を設けていました。そして、令和2年度からは、全学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置を認定していきます。

##### ◆ 具体的取組内容

---

- 町内すべての学校が、自己評価ならびに学校関係者評価の結果等を生かし、PDCAサイクルに基づいて学校教育の改善を図るよう、その取組を支援していきます。
- 町内すべての学校が、自己評価結果ならびに学校関係者評価結果等の学校便りやホームページへの掲載、PTAの諸会合等での説明等を通して、自校の取組や改善計画を公表し、保護者や地域との連携が一層図られるよう取り組んでいきます。
- 保護者や地域住民等の学校運営への参画促進及び、学校と地域の連携を図ることを目的に、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図ります。

#### イ 教職員の服務規律確保と資質の向上

##### ◆ 現状と課題

---

- 学校の教育力を高めるためには、日々児童生徒に接し、直接教育を行っている教職員の資質向上が不可欠です。「後ろ姿の教育」という言葉があります。教育者としての使命感や責任感をもち、専門的な知識を有することはもちろん、教職員は、常に児童生徒の手本となるべく自己研鑽に励む必要があります。
- 学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。
- 学校と地域の人々が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子ども

たちを育てていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に求められています。

- 全国では、教職員による不祥事がメディアで紹介されることが珍しくありません。このような事件・事故は必然的に学校への信頼を失わせます。教職員は、このことを肝に銘じ、服務規律を遵守することが重要です。
- 鹿児島県では、教職員の資質向上のために、「初任者研修」「経験年次別研修」「職務別研修」等、様々な研修の機会を設けています。本町においても、管理職研修会や教科等部会など多くの研修会を開催しています。
- 学校においては、年間の校内研修計画を作成し、テーマに基づいた研究を中心に服務規律に関する内容も含めた幅広い研修を行っています。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 年間を通して、「校長研修会」「教頭研修会」を開催し、最新の教育情報、国や県の施策、学習指導の在り方、教職員の服務規律遵守等、幅広い分野での研修の充実を図ります。
- 教職員の服務規律に関する指導については、各学校長を通して、年間計画に沿った指導、随時の指導を繰り返し行い、町民の信頼に応える教職員の育成をめざします。
- 学校教育における3領域である「教務」「生徒指導」「保健」については、各主任等研修会を開催し、専門的な研修を充実させていきます。
- 町教科等部会の活性化を図り、各部会の主体的な研修による教科指導力の向上を図ります。
- 校内研修の計画的な推進とその活性化を図り、教職員の資質向上のための具体的な指導・助言を進めます。
- 教職経験年数の少ない教員を対象とした研修会を実施し、その指導力向上を図ります。
- 「チーム学校」としての教育体制の整備を推進するとともに、組織的な体制により児童生徒のための支援を行います。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、保護者や地域住民の学校運営への参画を促す取組を推進します。

## ◆ 現状と課題

---

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所として8小中学校中6校が地域防災計画に基づく避難所に指定されている現状から、その安全性の確保は極めて重要です。
- 本町の公立学校施設の耐震化率は100%となっており、また、屋内運動場等の照明器具などの落下防止対策など建物本体に係る非構造部材の耐震化は、設置物等を除き、おおむね完了しているが、今後は施設の老朽化対策が必要となっています。
- 経済的な理由により就学困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助や高校、大学などの進学者に対して奨学資金の貸与を行っていますが、これらの児童生徒は年々増加する傾向にあります。
- 児童生徒への声かけ事案等、不審者による事件・事故が全国的な問題となっています。学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の安全確保に向けた取組をさらに充実させていく必要があります。
- 学校が委嘱しているスクールガードは、定着しており地域全体で子どもの安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 老朽施設の改修については、緊急性の高いものから優先的、年次的に整備し、安全性と教育環境の整備に努めます。
- 経済的な理由により、就学に影響がでないよう的確な実態把握と必要な支援を推進します。また、奨学資金については、貸付金の確実な回収により安定した基金運用を図り、就学支援を推進します。
- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 学校に不審者が侵入した場合を想定して、年度初めに「不審者対応訓練」を実施します。教職員を対象とし、児童生徒を安全に避難させるための対応の在り方、不審者への対処法等について研修します。また、各小学校区のスクールガードを対象とした講習会を開催し、地域全体で児童生徒を見守る雰囲気醸成していきます。
- 地域の実態に応じた防災教育の推進に努めていきます。

## (4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

### ア 地域ぐるみでの子どもの育成

#### ◆ 現状と課題

- 本町には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、各自治会においては、子どもの育成に関する様々な活動が行われています。
- 本町の特性を生かしながら、更に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、活力ある地域づくりのための体制づくりを進める必要があります。
- これまでに、地域住民による学校支援活動として「かごしま学校応援団」の取組が行われており、「地域の中の学校づくり」が進められています。
- 今後は学校支援活動を基盤とし、地域内のより多くの地域住民や団体等が連携・協働し、子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」として、多様な活動を展開していく必要があります。
- 子どもたちが自らの手により、子ども会を運営し、町内会員の相互交流を促進できるよう小学校高学年から高校生までの世代において、随時ジュニアリーダーの養成を図り、同時に青少年育成コーディネーターや青少年育成推進員として活動していただく地域のリーダー養成にも取り組む必要があります。
- 毎月第3土曜日の「青少年育成の日」を始めとする子どもたちが主体となる地域の行事はもとより、地域で開催される様々な行事に積極的に参加できるよう、学校・スポーツ少年団等との連携並びに調整が重要な課題です。
- 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進するため、「学校応援団」の活動の中で、地域の人々や団体、企業の協力により、学校のニーズに応じた様々なボランティア支援活動を行っているが、地域住民への浸透が課題である。

#### ◆ 具体的取組内容

- 地域学校協働活動を推進するための体制を整備します。
- 地域内の各種団体等や地域と学校が、相互にパートナーとして連携・協働するためのより効果的な活動内容や方法について研究していきます。
- 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の養成及びスキルアップを図る研修への参加の推進に努めます。
- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。具体的には、地域ぐるみで子どもたちが主体的に様々な活動に取り組めるよう、地区公民館内の子ども育成部や町青少年育成推進員等と連携し、計画的に活動に取り組みます。

- 学校・スポーツ少年団等各種社会教育団体との連携をより一層推進し、地域における様々な行事に参加できるよう調整を図り、子ども、親それぞれの研修会や講演会の開催、親子の触れあいを主体とした事業等を実施します。
- 日常生活では体験する機会の少なくなった異年齢による集団生活体験や異文化に触れる体験等の自然体験活動を取り入れた活動を実施し、相互扶助、協調性、自主性等の涵養に取り組むと共に郷土の良さを再認識できる機会の事業実施に取り組みます。
- 地域に伝わる伝統芸能等に触れると共に、次代を担う意識の醸成を図る意味において、伝統芸能伝承活動に参加できるよう、地域の保存伝承団体との連携を促進します。
- 小学校高学年から高校生までの各世代に渡り、ジュニアリーダー養成のための自主研修並びに各種研修機関における研修会に積極的に参加し、併せて大人の育成者、指導員等の養成と現在活動中の地域のリーダーの資質向上のための研修会を実施します。
- 子どもたちが自らの手で主体的に実施する「フレンドリースポーツ大会」「子ども会創作活動大会」等に引き続き取り組み、会員相互の親睦を図ると共に事業の計画から実施・運営までの達成感の醸成と自信創出による子ども会会員の意識高揚実現に取り組みます。
- 広報誌等で事業の周知やボランティアの募集を行うとともに、様々な機会を捉え、地域住民への周知を図り、事業の取りまとめ役となる地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員／学校所在地の地区公民館選出者）を中心に支援活動が活発になるようにします。

## イ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

### ◆ 現状と課題

---

- 本町においては、各学校に地域住民によるスクールガード（ボランティア）が組織され、地域ぐるみで子どもたちの安全を見守る取組が進められています。また、スクールガード・リーダーが定期的に全小学校区を巡回し、登下校時の安全確保に努めています。
- 子どもの見守り活動が形骸化することがないように、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。
- 校区の危険箇所については、各学校で「危険箇所マップ」を作成し、危険な場所に近づかないよう指導を行っています。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校教育活動を通して、児童生徒に対する安全指導を徹底し、「子ども 110 番の家」や令和元年度から行っている「子ども SOS の家」への駆け込み等、不審者との遭遇場面における対処法を身に付けさせていきます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 「危険箇所マップ」や「学校安全マップ」等をもとに、教育委員会・学校、家庭、地域、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携し、児童生徒の安全確保体制の強化の推進を図ります。

## ウ 青少年教育の充実

## ◆ 現状と課題

---

- 社会情勢の変化により個人生活の重視がもたらす集団生活や地域社会との関係の疎遠化、隣近所、大人と子どもの関係希薄化等による青少年の非行事案の発生は、青少年をとりまく地域全体の課題としてとらえ、望ましい人間関係の再構築が求められています。
- 全国的な傾向として、近年顕著に表面化している子どものしつけや生活指導に対する学校への過度の依存願望は、家庭や地域が本来果たすべき役割や責任を大人の誤った認識により教職員の負担増大、学校と地域との連携衰退を生じさせている要因と思われます。学校と家庭・地域が緊密な連携をとり、相互支援しながら青少年の教育はもとより、家庭や地域もどのようにあるべきか様々な学習活動に取り組む必要があります。
- 現代の子どもたちに決定的に不足している要素の一つに自然体験活動や異年齢による集団生活等があげられます。子どもの社会性・協調性・自主性の養成は、学校生活だけでは修得できない部分があり、異なる環境での生活体験、異なる文化に触れ見聞を広めることにより郷土の良さの再認識や相互扶助の精神を備えた豊かな社会性を持つ青少年の育成が求められています。
- 人間性豊かな青少年を育成するため、この時期に優れた芸術・文化を鑑賞し体験することは、現代の青少年に乏しいといわれる豊かな心の醸成に必要な要素として挙げられます。

## ◆ 具体的取組内容

---

- 毎月第3土曜日の青少年育成の日を有効活用し、子ども会・自治会・地区公民館等と連携をとり、子どもから大人まで地域が一体となって年間活動計画を立て、様々な体験活動・ふれあい活動に取り組めるよう支援します。
- 乳幼児学級、家庭教育学級において幼稚園、小中学校毎に身近な話題や親子のふれあい、時事等について学習する機会を設け、また町P連、高父母連、学校と合同の講演会を実施し、家庭教育やしつけ、親としてのあり方等学習の場をより多く設定できるように努めます。
- 我が故郷を再認識し、身近な地域での自然体験活動を主体とした「ふるさと自然塾」、錦江町と自然環境や生活文化の異なる地域での異文化体験や異年齢による集団生活体験を趣旨とする「トワイライト事業」の他ジュニアリーダー養成のためのイン・リーダー研修会等体験活動の充実に向けて取り組みます。
- 次代を担う人づくりの観点から小中学生はもとより、高校生クラブの組織再編、町の活性化に欠かすことのできない青年団の組織や活動のあり方等について研修並びに学習の機会設定に努めます。
- 自主文化事業や青少年芸術鑑賞事業等の実施により、青少年に普段触れる機会の少ない優れた生きた芸術を鑑賞する機会を提供し、児童生徒の豊かな心の醸成に努めます。
- 小中学生自身の手による子ども会活動の推進に向けて、学校・地域・家庭の連携の下、子ども会球技大会、子ども会創作活動大会等を通じて町内子ども会会員相互の親睦融和を図ります。

## エ 家庭教育力の向上

## ◆ 現状と課題

---

- 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。
- 本町でも、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く町民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めていますが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。



## ◆ 具体的取組内容

---

- 本町の良き伝統である地域社会における人と人とのつながりや「家庭の日」の取組を生かしながら、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- 地域の実情に応じた地域ぐるみの家庭教育支援の取組が広がるよう、家庭教育啓発資料を工夫改善し、地域の多様な世代が家庭教育支援に努めます。
- 家庭教育に関するニーズを適切に把握し、研修会の内容を工夫・充実して家庭教育を支援する人材の養成・資質の向上に努めます。
- 家庭教育学級等における保護者の参加促進や子どもの年齢に応じた研修の充実等を図ります。
- 幼稚園等と連携し、親子の絆や親同士の親睦を深めるための交流会や育児に関する講話等の実施により、子育てについての学習機会を提供し、併せて乳幼児学級の支援と活性化を図ります。
- 「青少年育成の日」や「家庭の日」（毎月第3日曜日）を中心に実施される地域での伝統継承活動や子ども会活動への積極的な参加を推進し、地域全体による子育てや家庭教育に関する支援を行います。
- 学校と社会教育団体の連携を促進し、子育て講演会や家庭教育講演会等の実施による子育てや家庭教育に関する情報提供、情報交換を推進します。
- 家庭教育相談員養成研修会等への積極的な参加を推進し、専門員の人材育成に努め、併せて子育てなどに関する相談体制の強化、整備を図ります。
- 県家庭教育支援条例の基本理念にのっとり、家庭教育の充実のための情報提供や支援に努めます。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携し、それぞれの分野の有する特徴や専門性を生かして課題を抱えている家庭等への支援の充実を図ります。

## (5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

### ア 生涯学習環境の拡充

#### ◆ 現状と課題

---

- 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 障がい者が学校卒業後を含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。
- 現在は、行政側から提供する学習機会を通じた活動が多くを占めていますが、これからは町民の皆さんからの主体的な学習課題解決のための要望に基づく自主講座等の開設による、より意義深い学習活動の輪を一層広めることが必要です。
- 自助・共助・公助をバランスよく機能させるため、地域に埋もれた人材や学習材料等を発掘し郷土の良さを再認識すると共に自らの手で取り組める学習活動により、地域の活性化を実現することが求められています。
- 本町の社会教育施設・体育施設は利用方法を工夫することにより、生涯学習活動に十分に貢献できる施設であり、文化センター、総合交流センター、総合運動公園内施設、中央運動場等、今後さらなる利用促進が期待されます。生涯学習活動推進に欠かすことのできない様々な施設をより一層有効活用することが求められています。

#### ◆ 具体的取組内容

---

- 町民の皆さんの要望や地域の課題だけでなく、地域の持つすばらしい歴史、伝統、文化、行事等地域の良さを知り、地域を愛する心を培うような講座やこれまでの公民館講座の在り方を再検討することにより、新たな魅力ある講座の開設に努めます。
- 町民本意の生涯学習活動推進のために町民の身近な学習要求を的確に捉え、町民自らが主体となる出前講座を一層推進し、学びの輪を広めるよう努めます。
- 「錦江町のよさ」を生かした講座や、地域活動に取り組むリーダーを育成する講座を開設し、地域づくりの中核を担う人材を育成します。
- 障がい者の各ライフステージにおける学びを支援する環境づくりに努めます。
- 町内に埋もれた人材を発掘し登録する人材バンクの整備を促進し、町民相互による学習活動の展開と共に、ふるさとの人材や学習材料を活用した生涯教育の推進を図ります。
- 関係機関・団体等と緊密な連携をとり、現代的な課題や地域の課題解決に向けて、広

く情報を提供しながら各種研修会へ積極的に参加し、様々な団体等のリーダー養成を含む生涯学習の理解促進に努めます。

- 文化センターや図書室、公民館等の社会教育施設をより一層利用しやすくするため、様々な課題に対処した情報の共有を図り、地域住民の方々が気軽に利用できる施設として、また、生涯学習、地域づくりの拠点として利用していただけるように努めます。

## イ 生涯スポーツの振興

### ◆ 現状と課題

---

- すべての町民が、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 地域における生涯スポーツ活動の拠点としてのコミュニティスポーツクラブの育成に努めています。
- 本町でも2020年に燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（自転車ロードレースと真向法体操）を開催することとなっており、これを契機に町民のスポーツへの気運を更に高めていく必要があります。
- 身近な地域の中で、スポーツ活動の振興を図るためにスポーツ推進委員の資質向上と積極的な活用を図ります。
- 幼児期からスポーツ活動に取り組むことは、心身の健全な発育・発達に欠かせません。特にスポーツ少年団が健全な活動を展開することは、青少年の健全育成を図る上で重要な要素であることを再認識する必要があります。
- 鹿児島県が提唱する「マイライフ・マイスポーツ運動」の趣旨にそって、生活の一部にスポーツ活動が定着できるように意識の啓発や活動のしやすい環境の整備を推進し、町民の健康づくりや体力づくりに努める必要があります。
- 町全体の大きなスポーツ大会をはじめ、地域における各種スポーツ行事をより活性化するために、行事の内容を再検討し、より多くの町民の皆さんが参加できるための創意工夫を進める必要があります。

### ◆ 具体的取組内容

---

- 地域の中で身近にスポーツ活動に取り組んでもらうための拠点としてコミュニティスポーツクラブの組織・施設をさらに整備し、多世代・多種目・多志向という特徴を持ち、地域住民による自主的・継続的なスポーツ活動推進に取り組みます。
- スポーツ推進委員を中心とした社会体育に携わる指導者育成のための各種研修会に

積極的に参加し、指導者の養成と資質向上に取り組みます。

- 特色ある様々なスポーツシーンを契機に「する」、「みる」、「ささえる」など町民の多様化するニーズに適切に応え、町民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。
- 健康づくり関係機関と連携を緊密にし、スポーツ・レクリエーション活動実践による心身の健康増進のための事業実施に取り組みます。
- 次代を担う青少年の健全育成の一環として、スポーツ少年団の本来の活動の在り方を再認識するための指導者・育成母集団相互の研修機会を確保し、健全な活動実践に取り組みます。
- 社会体育施設の整備改修を進め、町民の皆さんがより利用しやすいスポーツ環境の整備に努めます。
- 各種スポーツ競技団体の活動を活性化できるよう努めることにより、競技力向上とともにスポーツ競技の底辺拡大に取り組み、更にスポーツに親しみ、楽しむためにより多くの皆さんが参加しやすいスポーツ行事実施のための創意工夫に取り組みます。

## ウ 地域文化活動の充実と文化財(有形・無形)の保存伝承

### ◆ 現状と課題

---

- 町内には地域の歴史、自然、風土に根ざした多彩な文化芸術がはぐくまれ、人々が地域に生きる誇りを醸成し、地域の結束力を支える大きな力となっています。
- 本町には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、方言、史跡等多くの文化遺産がありますが、少子高齢化、過疎化による後継者不足などにより、保存・継承が難しくなっています。
- 町民が文化芸術等に親しめる文化施設は整備されていますが、郷土芸能や伝統行事に接する機会が少なくなってきました。
- 子どもたちを始め、町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 町内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育てると共に、地域の文化財の活用を図るなど、地域の特性や個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 地域の伝統芸能等を継承するのみでなく、新たに多彩で特色ある文化芸術を創造し、心豊かな生活や活力ある地域社会の実現に向けて、文化芸術を振興することが重要です。

### ◆ 具体的取組内容

---

- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公開、発表の機会を創り、子どもたちの参加を促進すると共に、地域の高齢者の経験を活用して、民話・方言・伝統芸能等の継承に取り組みます。

- 特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習時間等において、地域の伝統文化の鑑賞や身近な文化財の活用を促進します。
- 次世代に引き継ぐべき文化財、歴史民族資料等をはじめ、本町の歴史、自然等に関する学習材料を一同に展示できる施設を整備し、文化財や貴重な歴史民族資料等に触れ、観察するなどの学習機会を提供するとともに、文化財マップによる情報の提供文化財愛護思想並びに郷土を愛する心の啓発を図ります。
- 子どもの頃から身近な場所で、県内外で活躍する活動家による演奏会、観劇会、展覧会等の実施を図り、触れることの少ない優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動に参加できる機会の拡充に努めます。
- 文化協会を中心に文化活動に取り組む人々の活動促進を図るため、活動発表の場を創り、内容の充実を図ります。また、文化センターを核とした施設の改修を実施し、より利用しやすい施設として活用できるよう利用料金や利用方法等改善に努めます。
- 郷土に残すべき伝統芸能や文化財等を保存、継承するために披露発表の場を創り、後継者の育成のために地域の子どもから青壮年各層への参加啓発に努めます。更に新たな文化活動創造にむけて、町内外から活動家の発掘や活動の場の確保に努めます。

## 第5章 計画の実現に向けて

### (1) 関係部局・関係機関、地域との連携

---

現在の多岐に渡る教育課題に対応し、教育行政を着実に推進していくためには、各学校はもとより、様々な関係機関と密に連携していくことが重要です。特に、不登校問題をはじめとする生徒指導上の諸課題については、臨機応変な対応も必要であり、町保健福祉課、大隅児童相談所等の行政機関や地域の民生児童委員の方々等と連携し合い、みんなで子どもたちを見守り育てていく姿勢で臨みます。

また、子どもたちの健やかな成長には、家庭、地域社会、学校、行政がそれぞれの役割を十分果たしながら、協力し合うことが大切なことから、町PTA連絡協議会を中心としたPTA活動及び各種公民館活動等の充実を図ります。

### (2) 各学校への適切な支援

---

日々、子どもたちと向き合い、直接的に教育活動を行っているのは学校です。教育行政を担う教育委員会としては、各学校の実状や抱えている課題に対し、ともに解決策を考え、必要な策を講じ、指導、助言しながら支援していくという立場で協力していきます。子どもたちの豊かな成長のためには、各学校の真摯な取組とそれをサイドから支援していく教育委員会が、互いに連携しながら教育活動に邁進するといった関係づくりが不可欠です。町内各学校のよきパートナーとして、信頼される教育委員会であるよう努めていきます。

### (3) 県及び他市町との連携

---

教育基本法第16条第3項において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない」と規定されています。県との連携を図り、協力しながらも、本町の実状に沿った教育行政を進めていきます。

また、大隅半島内の他市町とも相互に情報を交換し合い、それぞれの施策等を参考にしながら、より積極的な教育行政の推進に努めていきます。

### (4) 計画の進捗状況の確認と見直し

---

本計画を着実に、そして効果的に実施していくためには、その進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを図っていくことが不可欠です。そこで、本計画がどの程度実現され、その結果はどうであったか等について、毎年度、点検・評価を行い、新たな課題への対応も含め、その都度修正を加えるなど改善を図っていきます。